

主な二国間協議及び現地調査(平成 27 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
韓国産青とうがらし (残留農薬)	平成27年1月から協議開始。平成27年9月、残留農薬に係る対日輸出管理体制が示されたことから、韓国政府により登録された輸出者から輸出される生鮮青とうがらしについては検査命令を免除する体制とした。	—
フィリピン産おくら (残留農薬)	平成27年6月から協議開始。フィリピン政府より、残留農薬に係る違反事例に対する原因究明及び再発防止対策が示され、管理体制に問題がないことを確認した。	—
韓国産トマト (残留農薬)	平成27年9月から協議開始。トマトの残留農薬に係る対日輸出管理体制が示されたことから、韓国政府により登録された輸出者から輸出される生鮮トマトについては検査命令を免除する体制とした。	—
イタリア産オリーブ漬け物 (硫酸銅)	平成28年2月から協議開始。協議継続中。	—
オーストラリア産牛肉 (BSE)	平成26年5月より輸入を再開した脊柱付き牛肉(Tボーン)について、現地調査を実施し、対日輸出登録施設において輸出条件が遵守されていることを確認した。	平成 27 年 5 月
スウェーデン産牛肉 (BSE)	平成27年4月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、スウェーデン政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成28年2月に輸入を解禁した。	平成 27 年 10 月
ブラジル産牛肉 (BSE)	平成26年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、ブラジル政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成27年12月に輸入を解禁した。	平成 27 年 10 月
ノルウェー産牛肉 (BSE)	平成27年4月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、ノルウェー政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成28年2月に輸入を解禁した。	平成 27 年 10 月
デンマーク産牛肉 (BSE)	平成27年7月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、デンマーク政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成28年2月に輸入を解禁した。	平成 27 年 11 月
米国産牛肉 (BSE)	対日輸出プログラムについて、現地調査を実施し、対日輸出認定施設において遵守されていることを確認した。	平成 27 年 12 月
カナダ産牛肉 (BSE)	対日輸出プログラムについて、現地調査を実施し、対日輸出認定施設において遵守されていることを確認した。	平成 27 年 12 月

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
スイス産牛肉 (BSE)	平成27年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、スイス政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認した。 (平成28年7月に輸入を解禁)	平成28年2～3月
リヒテンシュタイン産牛肉 (BSE)	平成27年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、リヒテンシュタイン政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認した。 (平成28年7月に輸入を解禁)	平成28年2～3月
イタリア産牛肉 (BSE)	BSE対策等に関する情報収集を行うとともに、平成28年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、イタリア政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認した。 (平成28年5月に輸入を解禁)	平成27年6月及び 平成28年3月
オーストリア産牛肉 (BSE)	オーストリア政府と協議を行い、現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	平成28年3月
タイ産アスパラガス、おくら、 バナナ、マンゴー、マンゴスチン (残留農薬)	平成25年11月、検査命令免除対象輸出者より残留農薬に係る違反貨物が確認されたことから協議開始。タイ政府の原因究明及び再発防止対策及び現地調査での指摘内容について、平成27年4月、残留農薬に係る対日輸出管理プログラムに反映された。	平成27年2月
ベトナム産食品 (異物)	平成26年7月、冷凍ししゃもに異物が混入していたとして協議開始。平成27年5月、ベトナム政府の原因究明及び再発防止策を踏まえ、通常の監視体制とした。	平成27年3月
オーストラリア産二枚貝 (麻痺性貝毒)	平成24年10月から協議開始。オーストラリア政府において再発防止策が示されたことを受け、平成27年5月、検証のため現地調査を実施し、再発防止策が適切に実施されていることを確認したことから、通常の監視体制とした。	平成27年5月
フィリピン産マンゴー (残留農薬)	平成27年3月、検査命令免除対象輸出者より残留農薬に係る違反貨物が確認されたことから協議開始。フィリピン政府において残留農薬に係る違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、マンゴー農家等の現地調査を実施した。協議継続中。	平成28年2月